

豊田市森づくり推進組織育成費交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域に対する森づくりを推進する組織を育成し、地域自らが森づくり計画を樹立し間伐事業を推進するため、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。）に定めるもののほか、豊田市森づくり推進組織育成費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金は、豊田市森づくり条例第21条に規定する地域組織（以下「森づくり会議」という。）及び豊田森林組合に対して交付する。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 森づくり会議：森づくり団地計画樹立に要する経費。
- (2) 豊田森林組合：森づくり団地計画樹立の支援に要する経費のうち、会議運営、団地の設定、森づくりの事業の提案、森づくり団地計画書作成支援等に関するもの。

(交付基準額)

第4条 交付金の交付基準額は、森づくり団地計画認定書による計画面積1ヘクタールあたり1万円とする。ただし、計画面積につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 交付金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、森づくり推進組織育成費交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 役員（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、氏名の読み仮名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書兼実績報告書は、森づくり団地計画が市長に認定された年度末までに提出しなくてはならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、交付申請書兼事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において、交付すべき交付金額を決定及び確定し、森づくり推進組織育成費交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により通知し、交付するものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、市長は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並

びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(検査等)

第7条 市長は、交付申請者に対して必要な指示及び、報告を求め又は、検査を行うことができる。

- 2 交付申請者は、当該事業にかかる収支を整理し、その証拠書類及び帳簿等を補助事業の完了年度の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(交付金の返還)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び、交付金の交付に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 交付金を交付事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の運用及び交付金の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は、交付金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (5) 前条第1項の規定による指示に従わず又は、報告をせず若しくは、虚偽の報告をしたとき及び、検査を拒み又は、妨げ若しくは忌避したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る交付金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。